

本試験を受験された皆様、お疲れ様でした！頑張られましたね！

検証会（法令科目（基礎知識の諸法令を含む））

- 1 貴重なお時間を割いて本検証会をご覧下さり、誠に有難うございます。いろいろなお立場で視聴されていると思います。私としては、主として、「本試験の現場で、これまでの学習の成果が発揮されたかどうかを検証してみたい」という思いでお伝えします。
- 2 令和6年度本試験問題が公表されています（一部除く）。
https://gyosei-shiken.or.jp/pdf/r6_mondai.pdf
- 3 今年度も、昨年度同様、検証会の中で、恥ずかしながら、私が問題を解いた時の「つぶやき」を掲げます。その際、画面上、当該問題に関連する事項が記載されている基本テキスト等の箇所もお示しします。
- 4 なお、昨年度の検証会でも申し上げたことなのですが、原則的な戦略は、文章理解から始めてウォーミングアップをして、かつ、基礎法学で心が折れないようにすること！

基礎法学

問題1<4>の所感【普】（≡藤井の主観です。以下同じ）大陸法系と英米法系って見たことあるよな…。

空欄ア・イ 初見では入らない。後に続く「…概念」「前者が大陸…」
「後者はイギリス」。英米が法の支配。憲法でもやった！

空欄ウ 「前者が大陸…」に続く「ウ」か…。 知識総動員！

空欄エ・オ 「後者はイギリス」に続く「エ」「オ」か…。判例法！

問題2<3>の所感【普～難】うわっ訴訟手続か。原則に関してか…。

肢1 ?そのとおりかな…。※釈明権

肢2 あ、これ、基礎法学のテキストにあったかも。※起訴便宜主義

肢3 非訟？行政法辺りで見たことあるような…。≡行Iの秩序罰
でも「公開が原則」って口頭弁論がそうだったのでは？→消去法
で残る感じ。

肢4 ?※自由心証主義

肢5 ?そのとおりかな…。※起訴状一本主義

憲法

問題 3 < 5 > の所感【難】人権。大法廷判例があったな。でも、すごく答えにくい…。

肢 1 ? 氏名が人格権の一内容？

肢 2 ? 氏が法制度を待って初めて具体的？

肢 3 う～ん、言ってること（家族は…）はその通りだと感じるな…。

肢 4 大法廷判例が「夫婦同氏は合憲」と言ってることからすれば、そうなんだろうな…。

肢 5 婚姻前の個人の信用等が人格権の一内容とはいえない？専ら立法裁量？

問題 4 < 2 > の所感【普～難】人権。インターネット検索サービスか…。

肢 1 ハッキリ分からんけど、前科照会事件のような感じ？

肢 2 検索結果の提供が表現行為ではない？そりゃオカシイ（＝ツッコめる）。→消去法で残る感じ。

肢 3 そうりゃそうなんだろうな…。

肢 4 これも、そうりゃそうなんだろうな…。

肢 5 そうかな？う～ん、そうりゃそうなんだろうな…。

問題 5 < 3 > の所感【易～普】人権。でも教育か、マイナーだな…。

肢 1 教科書の無償か。判例があったな。

肢 2 教科書検定、学問の自由？検閲とかだったら分かるけど…。でも、合憲だったもんな。

肢 3 旭川学テだよ、知ってるよ。国民・教師・国、折衷…。教育行政機関が「広く」「決定」？ん？→消去法で残る感じ。

肢 4 「大人一般」？学習権ってヤツか…。

肢 5 旭川学テだよ、知ってるよ！

問題 6 < 1 > の所感【普～難】統治。選挙制度、国会の裁量。立法裁量ってヤツかな…

肢 1 都道府県、参議院…。特殊性ってヤツかな…。あれ、「都道府県代表的な意義」？これはオカシいなあ…。

肢 2 小選挙区制、死票、仕方ない…。こういうこと言ってる判例があったな…。

肢 3 重複立候補制、これも問題視されているよな、確か。でも、違憲だと言った判例はないはずだよな…。

肢 4 候補者個人じゃなくて政党に投票する格好だからいかなものか、

本試験を受験された皆様、お疲れ様でした！頑張られましたね！

という話があったような…。これも、違憲だと言った判例はないよな…。

肢5 参議院、比例代表、政党…。？知らんな…。でも、やっぱり違憲だと言った判例はないよな…。そういう判例が出たら騒ぎになるもんね。

問題7<4>の所感【普】統治。国会議員の話か…。

肢1 あ、これ、裁判官との違いだよな。引っ掛けだ！

肢2 あ、「訴追」って、確か国务大臣の場合の話だったよな…。

肢3 「議員の職務として」なら、対象になるんじゃないの？ん？

肢4 そうだよな。そりゃそうだよな。

肢5 最近の判例であったような…。確か判例変更があったよな…。

行政法

問題8<5>の所感【易～普】行政法総論（行政行為（処分））

肢1 え、職権での取消しもあったはず…。

肢2 あー、よく講義で強調していた話ね。頻出の判例ね。

肢3 そんな気もするけどな…。「のみ」という限定が気になるな…。

肢4 原則はそうだった。でも、違法性の承継って話があったぞ。

肢5 あ、明白性不要とした税関係の判例があったよな。

問題9<2>の所感【普】行政法総論（行政立法）

肢1 「命令等」ってあったよな。行政規則の具体例の中にどういふものがあつたけ？う～ん。

肢2 憲法でも出て来たよな。これで決まりかな。

肢3 え、委任の範囲を超えたら無効って判例があつたぞ。

肢4 これ「通達の処分性」の話だよな。否定されていたよな…。

肢5 ん？でも「当然に」って、そう言っちゃうとマズいよな…。

問題10<4>の所感【易～普】行政法総論（一般原則）

肢1 あ、児童遊園、トルコ風呂のヤツじゃないか？

肢2 ん？知らんな…。

肢3 あ、青色申告事件だろうな。よく出るな…。

肢4 あ、これも信義則のヤツだ。そうそう、あつた。

肢5 これも信義則のヤツ。裏切りの話ね。

本試験を受験された皆様、お疲れ様でした！頑張られましたね！

問題 11<5>の所感【普～難】行手。不利益処分か。宅建業法の定め？
長いな…。

肢1 いや、不利益処分でしょ…。「許認可等の効力を失わせる処分」
って言ってるし。

肢2 あれ、適用除外ってヤツ？「刑事処分」ってあったような…。う
～ん…。「契機とするもの」ってあるし、適用除外なのかな…。

肢3 「地方公共団体の機関がする処分」と言えば、適用除外？いや、
「根拠となる規定が法律に置かれている」（宅建業法）ということ
だから、適用除外じゃないぞ、確か…。

肢4 は？「申請に対する処分」？「審査基準」？もう不動産取引業を
営んでいるんでしょ？申請をしたんじゃないでしょ？

肢5 やっと参照条文を見ることになるな。5条①五、66条①一やね。
そこまでは分かるけど、ん…。

問題 12<2>の所感【易～普】行手。行政指導ね。あれ、組合せ問題は
久々のような気がする…。

肢ア 確かそうだよな…。

肢イ また適用除外じゃん。これ、引っ掛けね！

肢ウ 「中止等の求め」ね。よく出るね。

肢エ あれ？さっきも出て来てなかった？（←問9肢1）

問題 13<1>の所感【易～普】行手。よくある「法的義務か、努力義務
か」だ！

肢1 審査基準、法的義務の話か…。「行政上特別の支障」の場合、公
にしなくても良かったような…。

肢2 処分基準、「不利益処分を行うに際して」？？え？公表の努力義
務の話なら分かるけど、これは何だ？

肢3 審査基準、法的義務っしょ。

肢4 審査基準を公にする方法…、こんな限定ってあったっけ？

肢5 処分基準を定めるのは努力義務、これはいいな。でも定めたら公
にするのが法的義務？そうだったっけ？

問題 14<5>の所感【易】行審。当事者とか代理人とかその辺りかな。

肢1 代理人OKじゃん。

肢2 利害関係人は参加できるじゃん。

肢3 選「ばなければならぬ」？違うやん。

肢4 当然終了？これも違うやん。

本試験を受験された皆様、お疲れ様でした！頑張られましたね！

肢5 そうだね。これだ！

問題 15<4>の所感【難】行審。適用除外か。

肢1 ん？適用除外なのかな…。

肢2 「不作為」の内容か？う～ん…。

肢3 あ、これ、行手との引っ掛けじゃん。

肢4 あ、藤井が難しいとか言ってた最近の判例で出て来たじゃん。

肢5 ん？何だろう、これ…。

問題 16<5>の所感【普】行審と行訴の異同問題、真正面！

肢ア 行訴：そうだね。行審：こっちにも「正当な理由…」の話があったような…。

肢イ 行審：教示ね、そうだったよね、確か。行訴：行審法を見習って教示の規定が置かれたんだったよね。→消去法で絞れる。

肢ウ 拘束力の話、行訴・行審両方にあったはず。

肢エ あ、これ、行訴では「司法 vs 行政」の構図があるから「内閣総理大臣の異議」があるけど、行審は「行政オンリー」だからなかったはず！→消去法で絞れる。

肢オ 行訴：差止めの訴え、あるよね。行審：これに対応するものって、なかったよな…。

問題 17<2>の所感【易】行訴、取消訴訟、訴えの利益。

肢1 免職～立候補の間、お給料をもらえたはずじゃん。

肢2 長沼ナイキね。訴えの利益は失われるよね。

肢3 あ、例の頻出の「公文書を書証として出したから、もうイイだろ？」的な判例ね。

肢4 期間経過で処分取消しの実益ってなくなるよね…。

肢5 あ、「処分性肯定、but 訴えの利益否定」という有名な保育所の判例だ！

問題 18<4>の所感【易～普】行訴。抗告訴訟ってテーマが大きいな。

肢ア ん？知らんな…。

肢イ あ、これ、過去の記述式でも聞かれていたぞ！

肢ウ 再審の話、記述式対策で見たぞ！

肢エ 非申請型ね。そうだね、この通りだよ。

肢オ おお、拘束力の準用の話か…。他の抗告訴訟に準用されていたよね、確か。

本試験を受験された皆様、お疲れ様でした！頑張られましたね！

問題 19<3>の所感【難】行訴。民衆訴訟、機関訴訟か。マイナーだな。

肢1 ん？どうだっけ？機関訴訟の原告適格か？

肢2 ん？民衆訴訟の原告適格か？

肢3 そうだろうな…。→消去法で残る感じ。

肢4 違う、選挙に関するものだから、たぶん民衆訴訟だ！

肢5 ん？そんな限定ってあったっけ？

問題 20<1>の所感【普～難】国賠。個数問題的側面があるな…。

肢ア あれ、行政裁量のところで見たことがあるヤツだな…。

肢イ ん？得点力で見ただけ？政府の政策が国賠上違法って、なかなかないよな…。

肢ウ 公権力の行使に当たるってことは確かだ。でも、過失のあるなしか…。どうだっけ？

肢エ 大東？多摩川？何か違うな…。でも「事実上管理」ってことは、責任を負うことに繋がるように思うけど…。

問題 21<3>の所感【易～普】国賠。

肢1 あ、過去問で出た。責任主体になるよな…。

肢2 あ！頻出！公務員個人は責任を負わない！

肢3 お！最近出た判例だ！

肢4 あ、警察官の「外形」の判例だ！

肢5 過去問であったな。警察官って地方公務員だよな…。

問題 22<1>の所感【易～普】地自。

肢1 ハッキリとした自信はないけど、そうだろうな…。→消去法で残る感じ。

肢2 都道府県が「国の機関」？それは違うだろ…。

肢3 法定受託事務について条例を定めることはできるやろ。

肢4 法定受託事務が自治事務？それは違うだろ…。

肢5 いやいや、それは違うわ。

問題 23<5>の所感【易】地自。

肢1 そうだよな。

肢2 そうそう、住民監査請求前置主義！

肢3 そうだよな。

肢4 確か、そうだよな。

肢5 原告住民に対して賠償金が支払われる？それは違うよ。だって、この住民訴訟は「地方公共団体に対して賠償しろ！」だもん。

問題 24<4>の所感【普】地自。条例と規則か…。

肢1 え？長の権限でしょ。

肢2 条例で罰則を設けることができること自体は、地自法にあったよな…。

肢3 ん？長の規則？そうかな…。条例じゃないのかな…。

肢4 委員会の話か。そうだよね。規則制定の話はあったよね。

肢5 ん？これも長の規則？いや、これも条例じゃないのかな…。

問題 25<3>の所感【普】総合(公立学校)

肢ア あ、剣道実技拒否事件だ！何か中途半端だなあ…。

肢イ ん？確か違法じゃないという判例があったような…。

肢ウ あ、目的外使用の話だ！これは妥当だ！

肢エ 国歌斉唱の話だ。ん？「重大な損害を生ずるおそれ」か…。どうだったっけな？

肢オ 行訴、訴えの利益。「余地はない」って言っちゃうと、違うよな…。

問題 26<2>の所感【難】総合？(公文書管理法)情報通信でやったよな…。

肢1 「行政文書」は、こういう定義だろうな…。

肢2 罰則？あったっけ？

肢3 ん？知らんな…。

肢4 そうなんだろうな…。

肢5 かな…。

民法

問題 27<1>の所感【易】民法総則、失踪宣告。

肢1 これはそうだよね。

肢2 どこかで生きていれば、権利能力はあるはず。

肢3 本人だけ？しかも「必ず」？あやしい…。

肢4 利益全部？「現存利益」の場合ってなかったっけ？

肢5 「善意」は「双方善意」でなければならない、というのが判例だったよな、確か。

問題 28<1>の所感【普】民法総則・相続、無効・取消し。

肢1 贈与、つまり無償だね。「知らなかった」のだから「現存利益」

本試験を受験された皆様、お疲れ様でした！頑張られましたね！

で良いのでは？

- 肢2 売買、つまり有償だね。善意であっても「現存利益」ではなく全部返さなければならない？
- 肢3 出た！無効行為の転換ってヤツ？
- 肢4 取消権者に本人も入ってるもんね。
- 肢5 法定追認ってヤツだね。

問題 29<4>の所感【易】物権・相続、899の2が出たね…。

- 肢1 法定相続分に関しては登記なくして対抗できる！
- 肢2 遺産分割後の話か。
- 肢3 特定遺贈だね。対抗関係になるのかな。
- 肢4 相続放棄の場合、絶対的な効力だった。
- 肢5 法定相続分を超える部分是对抗できないんだったよね。

問題 30<3>の所感【易～普】担保物権、抵当権。

- 肢1 「直ちに」？抵当権侵害だったら別だろうけど…。
- 肢2 これ、引渡し(明渡し)猶予の話だね。
- 肢3 あ、債権譲渡があった時に、その債権に物上代位ができるかってヤツだね。
- 肢4 抵当権侵害の話だね。「適切に維持管理が期待できるとき」なら、抵当権侵害状態ではないってことだったっけな？
- 肢5 どうだったっけ…？

問題 31<2>の所感【普～難】債権総論、普通保証。連帯保証じゃない。

- 肢1 保証人立てる義務？債権者が保証人指名？何だろう？でも、自分で指名したなら代えられないんじゃないかな…？
- 肢2 保証人が行為能力者じゃなきゃいけない？そうかな…？
- 肢3 お、付従性。
- 肢4 これはそうだね。
- 肢5 これもそうだね。

問題 32<5>の所感【難】債権各論・物権・民法総則：複合、動産売買。

- 肢1 他人物売買だね。あくまでも債権的には有効だよな。
- 肢2 これも他人物売買。前段は良いが、Aの単独相続で当然有効？
- 肢3 無権代理で即時取得？
- 肢4 これも無権代理。無代の責任か。よく出るな。
- 肢5 えーっ、法人の理事？知らんな…。→消去法で残る感じ。

問題 33<5>の所感【難】債権各論、組合。ちよくちよく出るけどマイナーだよな…。

- 肢1 第三者に委任できない？そんなことはないだろう…。
- 肢2 これも肢1と同じような…。
- 肢3 あ、これ、合有の話かな…。
- 肢4 存続期間の定めの有無を問わず？これは違うかな…？
- 肢5** まあ、そうなのかな。

問題 34<3か5 ; ポツ問？>の所感【難、不知の判例？絞り切れないな
🌸】債権各論、不法行為。

- 肢1 常に近親者固有の慰謝料請求権？違ったような…。
- 肢2 法人の名誉毀損？
- 肢3** 個人会社の唯一の代取、代替性なし、経済的一体…。賠償請求できるように思えるけどな…。
- 肢4 「一時金による一括賠償しか」？そんな限定はオカシイ？
- 肢5** う～ん、分からん…。

問題 35<2>の所感【難】相続、遺産分割。

- 肢1 あ、法定解除はダメ、合意解除ならOKって話があったよな。
- 肢2** 不動産でよく出てくる「法定相続分を超える部分は対抗要件が必要」って話だ。（ちなみに**問題 29**でも899の2が出たよ。）
- 肢3 ん？これが通用するなら遺産分割前にお金使った奴が得するじゃん。オカシイよねえ…。
- 肢4 あ、これも改正点なのかな？どうだっけ？う～ん…。
- 肢5 これも改正点なのかな？聞いた(見た)ことあるような…。

商法

問題 36<2>の所感【難】商行為からか。匿名組合！

- 肢1 そう、そうだった！
- 肢2** ん？これは分からんな…。
- 肢3 そうなんだろうな…、とは思うけど、分からん。
- 肢4 これは、そうなんだろうと思える。
- 肢5 破産？でも、そういうもんだろうな…。

会社法

問題 37<4>の所感【普】議決権か…。

本試験を受験された皆様、お疲れ様でした！頑張られましたね！

肢ア 議決権全部を与えない？議決権制限株式かな？

肢イ 確か、そうだったよな…。

肢ウ いや、株主総会で特別利害関係人の議決権はあった！この点は取締役会と違うって話だったよな…。→消去法で絞れる。

肢エ 監査役の選任は普通決議、これは良い。解任決議は？→消去法で絞れる。

肢オ 過去問で出てた。総株主の同意で免除だったよな…。

問題 38<4>の所感【難】監査等委員会設置会社？うわ～。

肢1 そう、そうだったよね、確か…。

肢2 ん？知らんな…。でも、そうかもしれないな…。

肢3 ん？知らんな…。でも、そうかもしれないな…。

肢4 ん？知らんな…。でも、そうかもしれないな…。

肢5 ん？知らんな…。でも、そうかもしれないな…。

絞り切る
ことは
困難…。

問題 39<3>の所感【難】株式交換？うわ～。

肢1 ん？どうだったっけ…？

肢2 ん？どうだったっけ…？でも、100%の話じゃないの？

肢3 ん？分からん…。

肢4 反対株主の株式買取請求権、あるような気がするけど…。

肢5 ん？どうだったっけ…？

問題 40<1>の所感【難】会社訴訟？うわ～。

肢1 決議内容の法令違反？定款違反じゃないということは…。決議取消し？☞願わくば、これで判断できることを…。

肢2 一応（本当に、一応）、設立の話やね…。確かそうだったような…。自信がないな…。

肢3 これも、確かそうだったような…。でも、自信がないな…。

肢4 これも、確かそうだったような…。でも、自信がないな…。

肢5 「当該株式会社 及び 当該解任を請求された役員を被告」？う～ん、分からん…。

多肢選択式・憲法

問題 41<ア8、イ2、ウ4、エ10>の所感【普～難】（2/4）人権。

例の「非嫡出子の相続分が嫡出子の半分なのは違憲」の大法廷決定だ！

空欄ア・イ 本決定の違憲判断が「ア」としての「イ」という形で過去の事案に影響を及ぼしてはならない、ということ言ってる

本試験を受験された皆様、お疲れ様でした！頑張られましたね！

んだね。それは分かるけど、相応しい言葉って何だろう？う～ん。「本決定の違憲判断」ということ、それが影響を及ぼす云々と言っていることから、「先例」か、な…？でも、アとイのどっち？もう1回、「ア」としての「イ」を限定し…という表現が登場するな。イに入れたとして「先例」を限定し、では文章として通らないな…。じゃ、アだろうか…。

空欄ウ これは「安定」という言葉がフィットするね。

空欄エ ここは「もう既に決まってるもの」という意味合いの言葉かな。

多肢選択式・行政法

問題 42<ア 13、イ 18、ウ 4、エ 10>の所感【普～難】（2～3／4）

比較的短文だけど、時間がかかる感じ。何度も言葉を入れてみる作業が必要だから。

空欄ア 「強制的に」とあるから強制徴収？行政上の強制執行？でも、これって収用の話だよな…。

空欄イ 損失補償か…。2回目に出てくる「イ」の後に「客観的社会的に見て収用にに基づき当然に受けるであろうと考えられる経済的・ウな損失」とある。じゃあ、財産的？でも「当然に受けるであろう」とあることからすれば、通常受ける？う～ん…。

空欄ウ 2回目に出てくる「ウ」は、「歴史的・学術的な価値は」…「当該土地の不動産としての経済的・ウ価値を何ら高めるものではなく」という中に登場する。こっちが財産的だとフィットするな…。「的」も揃うし。

空欄エ 2回目に出てくる「エ」は、「かかる文化財的価値を反映したエがその物件の補償されるべき相当な価格となる」という中に登場する。そうすると、価値とか価格とか値段とか、そういった類の言葉が相応しいように思うな…。

問題 43<ア 16、イ 7、ウ 13、エ 3>の所感【難】（2／4）行訴、最新判例。

あれ？得点力の憲法で見たな…。でも、知識にしている受験生は多数？少数？少数だろう、おそらく。知識を問うている訳ではないだろう…。

空欄ア 「ア」に関する確認の訴え、ということだから、国会議員の資格か？でも、臨時会召集要求の権利の確認を求めているんだよね…。じゃあ、国権の発動？でも、国会議員による要求の権利だよな…。だから違うか…。あ、公法上の法律関係かな？国籍とかの判例でも、そういった言葉が出て来ていたように思うし…。

本試験を受験された皆様、お疲れ様でした！頑張られましたね！

空欄イ うわあ～、やっぱり憲法チックだな。だって、法律上の争訟しか入らんやん。

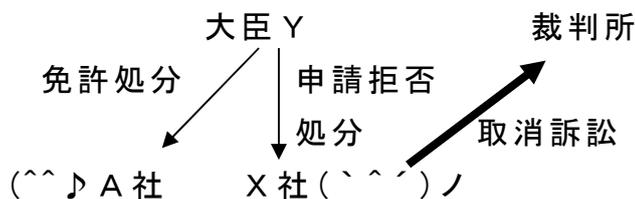
空欄ウ 直前の「いつされるかは現時点では明らかでない」を踏まえると、「すぐに不利益があるわけじゃないでしょ」というニュアンスが見て取れるな…。じゃあ、合理的な理由？相当の蓋然性？制度上の障害？現実の危険？確認の対象？分からん…。

空欄エ 訴えの利益的な言葉が入るんだろうな…。

記述式・行政法

問題 44 の所感【普】行訴。

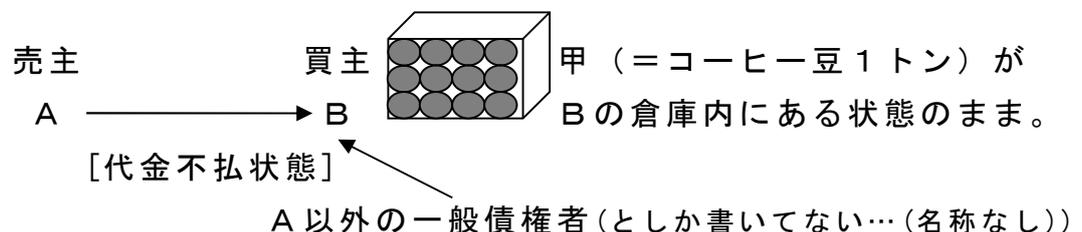
- ① Xは取消訴訟を提起して裁判上の救済を求めたい。
- ② テレビ放送局、競業関係。あったぞ、そういう判例。
- ③ ①誰を被告として？
→被告適格を聞いている！総務大臣Y？行訴11I ⇒「処分の取消しの訴え当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体」
- ④ ②どのような処分に対する取消訴訟？
→申請拒否処分じゃないの？え？「免許処分」も？



記述式・民法

問題 45 の所感【難】え、何？何の話？というのが第一印象…。(ちなみに、昨年度は物上代位の「再出題」だった。カンタンで皆出来すぎた？)

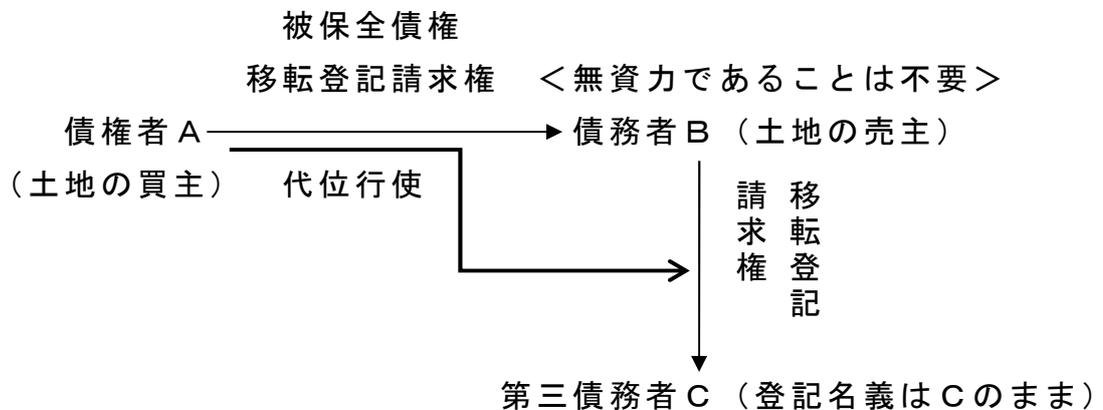
- ① Aは、①甲(=コーヒー豆1トン)についていかなる権利に基づき
→甲についての「いかなる権利」？何それ？
- ② ②どのような形で売買代金を確保することができるか
→「売買代金の確保」か。債権チックやね。でも、例えば債権者代位権とか、Bの権利を代行して債権回収を図るとか、そういうことでもないな…。「確保」か…。う～ん…。



本試験を受験された皆様、お疲れ様でした！頑張られましたね！

問題 46の所感【易～普】債権総論、債権者代位権の話だろうな。

- ① Aは、早期に甲土地の所有権取得の対抗要件（登記）を備えたい。
→債権者代位権の転用ってヤツでしょ。
- ② ①何のために
→AのBに対する権利、つまり移転登記請求権の保全のためだろうな…。
- ③ ②誰の誰に対するいかなる権利を
→Bは未だCに対する移転登記請求をしていないのだから、その権利を、ということだろうな…。
- ④ ③どのように行使できるか
→債権者代位権の行使、ということだろうな…。



基礎知識・諸法令

問題 52<1>の所感【易】行政書士法から出たね。

- 肢1 そうじゃん、これじゃん。
- 肢2 え、代理権あるよね。
- 肢3 2年？短すぎ！
- 肢4 復権すれば良いのでは…？
- 肢5 無期限って、厳しすぎ。

問題 53<5>の所感【易】住民基本台帳法から出たね。あれ、戸籍法は？

- 肢1 こんなん、住民票に記載されるかい？
- 肢2 //
- 肢3 //
- 肢4 //
- 肢5 これでしょ。